

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年11月29日
【事業年度】	第66期（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）
【会社名】	ヤマト インターナショナル株式会社
【英訳名】	YAMATO INTERNATIONAL INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 盤若 智基
【本店の所在の場所】	大阪市中央区博労町二丁目3番9号
【電話番号】	大阪（6267）7382番（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 安栗 清
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区平和島五丁目1番1号
【電話番号】	東京（5493）5629番（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 安栗 清
【縦覧に供する場所】	ヤマト インターナショナル株式会社 東京本社 （東京都大田区平和島五丁目1番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年11月26日に提出した第66期（自平成23年9月1日 至平成24年8月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

企業統治の体制

(オ) 社外取締役及び社外監査役との関係

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

(オ) 社外取締役及び社外監査役との関係

(訂正前)

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社は、監査役の実効的な監査の実施による経営の監視体制をとってまいりましたが、この度、業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性をさらに高めるため、社外取締役制度を導入することとし、平成24年11月22日の株主総会にて、社外取締役1名、社外監査役1名を選任いたしました。

新任の社外取締役・藤野勝己氏は、株式会社エターナルエンタープライズ、株式会社エターナルの代表取締役であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただきます。藤野勝己氏と当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の照山澄人氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、会計財務及び税務に関する豊富な経験と知識を生かし、外部からの視点によって、当社の経営を中立、公正な立場で監査いただいております。

新任の社外監査役・田口芳樹氏は、野村殖産株式会社の総務部長であり、建設業及び不動産賃貸業等の豊富な経験と知識を生かし、外部の視点から中立、公正な立場で監査いただきます。

社外監査役は、常勤監査役から監査役監査の報告を受けるとともに、必要に応じて役職員に報告を求め、取締役の職務執行に関して厳正な監査を実行しております。

また、会計監査人と定期的に意見交換会を開催しております。

なお、2名の社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

(訂正後)

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社は、監査役の実効的な監査の実施による経営の監視体制をとってまいりましたが、この度、業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性をさらに高めるため、社外取締役制度を導入することとし、平成24年11月22日の株主総会にて、社外取締役1名、社外監査役1名を選任いたしました。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について明確に定めたものではありませんが、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。

新任の社外取締役・藤野勝己氏は、株式会社エターナルエンタープライズ、株式会社エターナルの代表取締役であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただきます。藤野勝己氏及び同社と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の照山澄人氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、会計財務及び税務に関する豊富な経験と知識を生かし、外部からの視点によって、当社の経営を中立、公正な立場で監査いただいております。

新任の社外監査役・田口芳樹氏は、野村殖産株式会社の総務部長であり、建設業及び不動産賃貸業等の豊富な経験と知識を生かし、外部の視点から中立、公正な立場で監査いただきます。

社外監査役は、常勤監査役から監査役監査の報告を受けるとともに、必要に応じて役職員に報告を求め、取締役の職務執行に関して厳正な監査を実行しております。

また、会計監査人と定期的に意見交換会を開催しております。

なお、2名の社外監査役及び社外監査役が在籍している会社と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。